

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)」以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(第四号、第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第二項において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十一条第三項中「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第六項」に改める。

第三十一条の二第二項の表第三十一条の四第四項の項中「第三十一条の四第四項」を「第三十一条の四第五項」に改め、同表第三十一条の四第四項第一号及び第三十一条の六第一項の項及び第三十一条の四第四項第三号の項を次のように改める。

第三十一条の四第五項 第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人(第三十一条第一項第一号イ に掲げる法人で受託法人
-------------------	-----------	---------------------------------------

第三十一条の六第一項	掲げる法人	であるものを含む。）
	掲げる法人で固有法人であるもの	

第三十一条の三第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

第三十一条の四第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「（第三十一条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第三十一条の六第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

第三十二条の二の二中「第七十三条の十四第十一項から第十三項まで」を「第七十三条の十四第十二項から第十四項まで」に改める。

附則第八条中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十一条の二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

（埼玉県税条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例の一部改正）

第二条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（令和二年埼玉県条例第三十四号）

附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第

五号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（第四号、第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第二項において「導管ガス供給業」という。）」「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「」及び「を」）、」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（第三十一条の四第二項及び第三項において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十一条第三項中「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第六項」に改める。

第三十一条の二第二項の表第三十一条の四第四項の項中「第三十一条の四第四項」を「第三十一条の四第五項」に改め、同表第三十一条の四第四項第一号及び第三十一条の六第一項の項及び第三十一条の四第四項第三号の項を次のように改める。

第三十一条の四第五項 第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第三十一条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第三十一条の六第一項	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの

第三十一条の三第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

第三十一条の四第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十一条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 第三十一条の六第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

附則第八条中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例の規定中法人の事業税に関する部分
は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に
係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事
業税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の埼玉県税条例等の
一部を改正する条例(令和二年埼玉県条例第三十四号)附則第六項の規定により
なおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による
改正前の埼玉県税条例(次項において「新令和二年改正前埼玉県税条例」という。)
の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、
施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例によ
る。

4 新令和二年改正前埼玉県税条例第三十一条第一項第三号並びに第三十一条の四第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。